

# 令和6年度 杉並区LED照明機器切替助成

集合住宅や事業所におけるエネルギー使用量削減のため、既存の照明から省エネルギー効果の高いLED照明機器への切替工事にかかる導入経費を助成します。

## LED照明機器のメリット

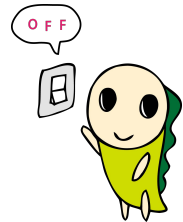
### ◆◆ 省エネルギーなので経済的です ◆◆

白熱電球と比べて、ランニングコストに優れ、省エネルギー効果の高い照明機器です。

- ◆消費電力は白熱電球の1/4～1/6、寿命は約40倍に相当
- ◆白熱電球（54ワット）からLED電球（9ワット）に交換した場合、一年間での節約効果は、**2,300円**、省エネ効果は**90キロワットアワー**（年間2,000時間使用）

### ◆◆ 環境に優しい照明機器です ◆◆

消費電力が少ないため、CO2排出量が少なく地球温暖化防止につながります。  
蛍光灯のように水銀を使っていないので、環境への負荷が少なくなります。



申請受付期間	<b>令和6年4月17日（水）から令和7年1月31日（金）まで（必着）</b> ※ただし、申し込みが予算枠に達した時点で申請受付を終了します
完了報告 締め切り	<b>令和7年3月19日（水）まで（必着）</b>
助成金額 （限度額）	切替工事費用の50%（限度額30万円） ※切替工事費用とは、機器本体、切替に必要な関連部材の購入費、切替に必要な工事費用の合計額とし、消費税を除きます。（処分費、諸経費、管理費等は対象となりません。）
書類提出先 問い合わせ	<b>杉並区 環境課 温暖化対策係</b> 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 西棟7階 TEL 03-5307-0672（直通） 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金）

※郵送提出の方法については別紙「郵送のご案内」をご覧ください。

### ◆◆ ご注意ください ◆◆

- ◆ **機器設置工事着工の1か月前までに**申請してください。
- ◆ 機器設置の際は、近隣への迷惑にならないようご注意ください。
- ◆ 執拗に契約を急がせる業者には注意し、複数の販売店から見積もりをとることをお勧めします。
- ◆ 必要に応じて、区から協力や調査を求める場合があります。
- ◆ 郵送の場合、締め切り日までに到着するよう発送してください。



## 交付申請の要件

既に対象機器の着工をした場合は、申請できません

- ◆ 杉並区内に対象機器をこれから切替工事予定で、下記の対象者に該当する方。
- ◆ 機器は切替工事前で、新品であること。またリースでないこと。
- ◆ 助成対象機器の「機器の要件」を満たしていること。
- ◆ 同一建築物につき、1回までの申請であること。
- ◆ 令和7年3月19日までに、完了報告時に必要な書類をすべて提出できること。
- ◆ 既設の照明機器よりも省エネルギー効果が高いものであること。

## 申請の対象者

以下①～③のいずれかに該当する方

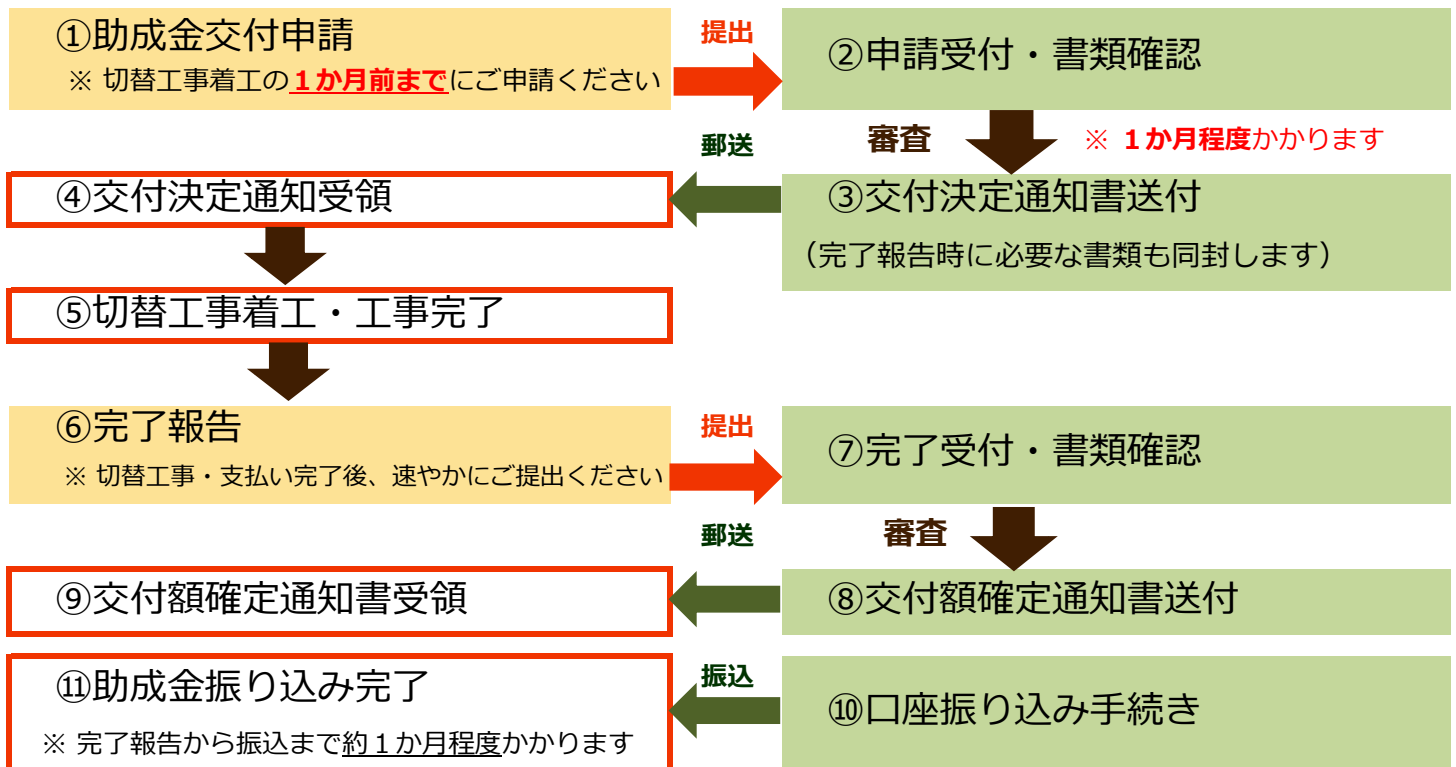
※建物が共有又は自らの所有に属さない場合は、所有者全員の同意を得ている必要があります。

- ① 杉並区内の集合住宅の共用部分に、対象機器を自ら購入し設置する方（個人・法人・管理組合等）
- ② 杉並区内の事業所に対象機器を設置する杉並区内中小企業者（法人、個人事業主）
- ③ 杉並区内の事業所に対象機器を設置する 町会、自治会、商店街組合等、医療法人、社会福祉法人又は学校法人。

※申請をご検討の場合で、**大規模な集合住宅等**の場合は事前にお問い合わせ下さい。

## 申請手続きの流れ

◆ 必要書類は、郵送もしくは窓口にお持ち下さい



※ 申請後に内容の変更や中止が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

- ・書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないかご確認ください。
- ・消えるボールペン、鉛筆、砂消し、修正液等は使用できません。
- ・交付申請書と完了報告書は同じ印鑑（朱肉を使用するもの）を押印してください。
- ・書類はすべてA4サイズ(現像写真等は、A4用紙に貼付)で提出してください。

様式は区HPでダウンロードできます

▼ ページ番号検索  ページ番号検索

ページ番号は半角数字7桁で入力してください。

必ず提出が必要な書類	<p><b>申請者の本人確認書類（コピーをとってお持ち下さい）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証（有効期限内） ・住民票の写し（マイナンバー記載なし） ・マイナンバーカード（表面のみ）</li> <li>・保険証、医療証（有効期限内。保険者番号、被保険者等記号・番号の欄が見えないように消してください） ・印鑑登録証明書 等いずれか1点</li> </ul> <p>※パスポート・社会保険証等、住所を手書きで記入するものは不可</p>
	<p><b>交付申請書</b>（第1号様式）…区公式ホームページからダウンロードできます</p>
	<p><b>助成金工事概要</b>（第16号様式）…区公式ホームページからダウンロードできます</p>
	<p>対象機器の型式、機器本体価格と工事費の内訳の記載がある<b>契約書</b>の写し又は<b>見積書</b>の写し …<u>あて名が申請者（苗字のみ不可）</u>のもの</p>
	<p>対象機器の<b>型式、形状、規格（W、lm/W、モジュール寿命等）</b>が分かる<b>パンフレット・カタログ</b>等の写し <small>※本体とライトバーを組み合わせる場合は両方・またはセットのパンフレット</small></p>
<p>切替工事予定場所が分かる<b>照明機器配置図</b>…切替工事<b>予定の照明機器1つ1つ</b>に<b>現況写真と対応した番号を付番</b>したもの。  <small>※切替工事予定のLED型番が複数となる場合は、わかるように工夫して記載して下さい。                  ※完了報告時に提出するカラー写真にも同一番号の付番が必要なため、控えを取るようお願いします。                  ※複数階が同じレイアウトであっても、各階ごとに提出してください。</small></p>	
<p>切替工事予定箇所すべての<b>現況カラー写真</b>…切替工事<b>予定の照明機器1つ1つ</b>に<b>配置図と対応した番号を付番</b>し、撮影日を記載したもの。                  例) 5台2種類の場合 → 5台分すべての箇所の写真が必要です。                  ※写真は、<b>A4用紙に複数枚印刷する等、A4サイズで提出してください。</b></p>	

↓↓↓ 以下の申請者は、別途の書類も必要です ↓↓↓

申請者	必要書類
機器を設置する建物が共有又は自らの所有に属さない場合	自らを除く所有者全員の <b>同意書</b> （第17号様式）…区公式ホームページからダウンロードできます
販売業者等が本助成金の手続を代行する場合	申請者が代行者を定めたことを示す <b>確認書</b> （第2号様式）…区公式ホームページからダウンロードできます
集合住宅の共用部にLED照明機器切替工事をする管理組合等以外の個人・法人	<b>不動産登記の現在事項証明書</b> の写し (法人の場合) <b>商業登記の現在事項証明書</b> の写し
集合住宅（区分所有）の共用部にLED照明機器切替工事をする管理組合等	<b>管理規約</b> の写し
	<b>対象機器等を導入することについて決議されたことを確認できる書類(決議書、議事録など)</b> の写し (管理組合の場合) <b>現在の理事長が選任されたことを確認できる書類(決議書、議事録など)</b> の写し
	(区分所有法第25条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者の場合) <b>管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことを確認できる書類（決議書、議事録など）</b> の写し
区内中小企業者で法人	<b>商業登記の現在事項証明書</b> の写し
	<b>不動産登記の現在事項証明書</b> の写し
区内中小企業者で個人事業主	<b>設置予定場所で事業を営んでいることを証する書類</b> の写し（営業許可書、直近の確定申告書等）
	<b>不動産登記の現在事項証明書</b> の写し
町会・自治会等	<b>町会・自治会等認可通知書</b> の写しまたは <b>告示事項証明書</b> の写し
	<b>不動産登記の現在事項証明書</b> の写し
商店街組合等	<b>定款等</b> の写し
	<b>不動産登記の現在事項証明書</b> の写し
医療法人、社会福祉法人、学校法人	<b>法人登記の現在事項証明書</b> の写し
	<b>不動産登記の現在事項証明書</b> の写し

※不動産登記、商業登記、法人登記の各現在事項証明書（写）は、**法務局が発行したもの**（登記情報提供サービスで取得したものは不可）

## 助成対象機器

機器の種類	機器の要件	助成金の額 (千円未満の端数は切り捨て)
ベースライト ダウンライト シーリングライト スポットライト 直管型 その他これらに類するもの	<p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 照明機器の取付け方が、つり下げ形、直付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること (卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものを除く)</p> <p>(2) LED照明を使用した機器以外の照明機器から未使用のLED照明機器への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。</p> <p>ア LED照明機器からLED照明機器への交換 イ 既設照明機器にそのままLEDランプを装着すること。 ウ 既設の照明機器を改造するバイパス工事等 エ リース品を使用した切替工事 オ LEDを用いたネオンランプへの切替工事</p> <p>(3) 固有エネルギー消費効率が<b>85ルーメン/ワット (lm/W) 以上</b>であること。(※1)</p> <p>(4) LEDモジュール寿命が<b>40,000時間以上</b>あること。</p> <p>(5) 既設の照明機器よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>※1 「lm/W (ルーメンパーワット)」とは、光源の全光速 (lm) を消費電力 (W) で割った数値</p>	<p>機器本体、切替に必要な関連部材の購入費、切替に必要な工事費用の合計額 (税抜) の50%</p> <p>限度額 30万円</p> <p>※処分費、諸経費、管理費等は、対象となりません</p> <p>※国・都の助成金を受けている場合、その助成金額を超え、自己負担金額がある場合のみ助成対象となります</p>
LED誘導灯	<p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱 (平成21年3月10日付20環都計第529号) 第2に定める指定基準を満たすものであること。(※2)</p> <p>(2) LED照明を使用した誘導灯以外の誘導灯から未使用のLED誘導灯への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。</p> <p>ア LED誘導灯からLED誘導灯への交換 イ 既設LED誘導灯にそのままLEDランプを装着すること。 ウ 既設の誘導灯を改造する工事 エ リース品を使用した切替工事</p> <p>(3) 既設の誘導灯よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>※2 助成対象機器となるLED誘導灯は、「東京都環境局 中小企業者向け 省エネ促進税制対象機器」サイト内の導入推奨機器検索から検索できます。 <a href="https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco_energy/">https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco_energy/</a></p>	<p>▼QRコード</p> 
LED非常灯	<p>次の条件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第126条の5第1号又は第2号に規定する構造のものであること。</p> <p>(2) LED照明を使用した非常灯以外の非常灯からLED非常灯への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。</p> <p>ア LED非常灯からLED非常灯への交換 イ 既設の非常灯にそのままLEDランプを装着すること。 ウ 既設の非常灯を改造する工事 エ リース品を使用した切替工事</p> <p>(3) 既設の非常灯よりも省エネルギー効果が高いものであること。</p>	

## 注意事項

**助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額を変更し、返還を求めることがあります。**

- (1) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 国・都等の助成金と合わせて必要経費を超えてしまうとき。
- (4) 杉並区暴力団排除条例に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

### 完了報告時に必要な書類

(受付期間) 令和7年3月19日(水)まで

必ず提出が必要な書類	助成金工事完了報告書 (第11号様式)	交付決定通知書と一緒に、区から申請者へ送付します
	助成金交付請求書 (第13号様式)	
	領収書の写し…あて名が申請者 (苗字のみ不可) のもの、対象機器価格及び工事費の内訳が分かるもの (但し書き、内訳添付可)	
	対象機器の設置状態を示すカラー写真 及び 本体の型式表示部分の写真 …設置したLEDランプ1つ1つに申請時に提出した配置図と対応した番号を付番し、撮影日を記載したもの	※設置写真は全台数分、型式写真は1型式につき1枚
	対象機器の保証書、納品書又は出荷証明書等の写し …販売元と納品先、型式が明記されているもの	
(国・都の補助金を申請した場合) 国及び都の補助金交付決定額通知書の写し (LEDのみの交付額の記載のない場合は内訳のわかるもの)		